

第2号様式（第5条第1項）

「チーバくん」デザイン等有償使用申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス				
使用目的				
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日			
使用場所				
デザイン等 使用料	価格又は利用料金 （税抜）	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
デザイン等使 用料算定期	<input type="checkbox"/> 一括算定 <input type="checkbox"/> 年2回（半年毎） ※算定期から1か月以内に実績報告書を提出する			

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

<納付書送付先>（申込者住所以外への送付を希望する場合は記入）

〒住所・担当者名

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要が分かる書面
- (3) その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1（1）から（6）までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

---

- 1
  - （1）千葉県を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
  - （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
  - （3）特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
  - （4）デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
  - （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
  - （6）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。
  
- 2 遵守事項
  - 許諾された内容により使用すること。
  - 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
  - 千葉県ホームページに掲載のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
  - 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
  - 原則として物品には許諾番号を付すこと。
  - 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
  - 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。
  - 一括算定の場合を除き、年2回の使用料算定期毎に実績報告書を提出すること。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。